

70歳未満の方へ 「限度額認定証」のお知らせ

入院費や手術代は思いがけず高額となる場合があります。
また外来においても高額薬剤の使用などで高額となる場合があります。
70歳未満の方で国民健康保険、または社会保険（健康保険組合・協会けんぽ・共済組合）に加入している方は、ご加入の保険組合が発行する「限度額認定証」を提示して頂くと**高額療養費**の現物給付（病院での支払いが月の限度額までとなる）が受けられます。（発行の手続きはご加入の保険組合にお問い合わせ下さい）

- ☆ **高額療養費**は月の限度額の上限を超えて医療費がかかった場合、超えた分の医療費について数か月後に返還される制度です。
（高額療養費の詳細なルールについてはご加入の保険組合にご確認ください。）
- ☆ 限度額認定証の提示により高額療養費の返還を待たずに、病院での支払いを高額療養費の月の限度額までとすることができます。
- ☆ マイナンバーカードにて確認出来る場合があります。初診受付にお尋ねください。
- ☆ 月の限度額は所得に応じて決定される区分「ア～オ」によって異なります。
- ☆ 医科・歯科・入院・外来・調剤薬局はそれぞれ別計算となります。
- ☆ 月末～月初の入院など月をまたがり入院する場合は、それぞれの月ごとに限度額が発生します。ご注意ください。
- ☆ 入院食事負担は対象外となり、食事がある場合は別途加算されます。
- ☆ 保険組合は月を遡って発行しません。ご提示頂いた月以降適用しますので、ご利用の場合は早めにお手続きください。
- ☆ 他院受診分や同居ご家族等の医療費の調整は行いません。返還金が発生する場合は後日・保険者から返金となります。
- ☆ 期限の設定がありますので、継続利用される場合は失効前にお手続きください。
- ☆ **3割負担の保険負担額が、下記限度額を超えた場合に適用されます。**
限度額に達しない場合は通常の3割負担の計算となります。

70歳未満の自己負担限度額＜月額＞（限度額認定証使用時）

- ◇ 所得区分「ア」 252,600円＋（医療費－842,000円）×1%
- ◇ 所得区分「イ」 167,400円＋（医療費－558,000円）×1%
- ◇ 所得区分「ウ」 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%
- ◇ 所得区分「エ」 57,600円
- ◇ 所得区分「オ」 35,400円（住民税非課税の方）

※区分・限度額は2024年4月時点の料金です。改定により変更となる場合があります。

杏林大学医学部付属杉並病院